平成２３年（フ）第２５３８号
札幌市西区二十四軒３条５丁目10番10号　マンション宮崎206号
債務者　麻里　恵美
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５７０号
札幌市西区山の手３条２丁目４番12―202号
債務者　梅原奈緒美
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５７３号
札幌市豊平区中の島２条５丁目１番21号　シヨツピング中の島２―３
債務者　金子　榮子
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６２号
群馬県前橋市箱田町132番地４
債務者　依田あや子
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２７５号
群馬県前橋市端気町241番地１
債務者　近藤　進一
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３５８号
群馬県伊勢崎市連取町3078番地20　アベニール101
債務者　光瀬　一彦
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３９０号
群馬県前橋市元総社町１丁目24番地11
債務者　神林　綾一
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２５３号
群馬県富岡市富岡594番地１　酢之瀬市営95―１―８
債務者　秋山　美紀（旧姓谷本）
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２９８号
群馬県高崎市箕郷町富岡762番地１
債務者　大井　忠義
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３２２号
埼玉県熊谷市妻沼東４丁目126番地３
債務者　松本　千月
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３５６号
埼玉県熊谷市柿沼963番地４
債務者　宮野　優子（旧姓千島）
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３８８号
埼玉県深谷市岡2665番地９　松崎ハイツ201号
債務者　関口　好子
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３９３号
埼玉県本庄市小島１丁目10番29号
債務者　関野　　恵（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３９４号
埼玉県大里郡寄居町大字用土2521番地４
債務者　野澤　　健
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３９５号
埼玉県大里郡寄居町大字用土2521番地４
債務者　工藤真由美
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３５８号
神奈川県座間市西栗原１丁目８番９号
債務者　平野　和子
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４１３号
相模原市緑区又野312番地５
債務者　福司　恵一
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４１４号
相模原市南区上鶴間７丁目２番２号　東林間セントラルハイツ303
債務者　貝瀬由香里
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部